

## Ⅱ

令和 2 年度財政健全化及び経営健全化

審査意見書

お 監 第 2 5 号  
令和 3 年 8 月 1 8 日

おいらせ町長 成 田 隆 様

おいらせ町監査委員 柏 崎 堅 一

おいらせ町監査委員 木 村 忠 一

令和 2 年度財政健全化及び経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により提出を受けた健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに同法第 2 2 条第 1 項の規定による資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見書を提出します。

# 令和2年度 財政健全化審査意見書

## 1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

## 2 審査の方法

財政健全化審査にあたっては、町長から提出された令和2年度の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、計数が正確であるか、算出過程に誤りがないか、関係書類が適正に作成されているかなどを主眼として実施した。

## 3 審査の期間

令和3年7月27日 の1日間

## 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

(単位：千円、%)

	30年度	元年度	2年度	前年度 対増減	早期健全化 基準
実質赤字比率	—	—	—	—	14.16% (4.31%の黒字)
連結実質赤字比率	—	—	—	—	19.16% (19.15%の黒字)
実質公債費比率	11.1	11.0	11.1	0.1	25.0%
将来負担比率	14.0	7.2	4.0	△3.2	350.0%
標準財政規模	6,531,941	6,451,273	6,675,407	224,134	

なお、各指標についてであるが、「実質赤字比率」については、関係する一般会計及び奨学資金貸付事業特別会計の実質収支が黒字であるため赤字比率としての数値は出ていない。

「連結実質赤字比率」については、一般会計及び全ての会計の実質収支額を合算して算出するが、これについても前項目と同様のことから数値としては出ていない。

また、「実質公債費比率」については、前年度より 0.1 ポイント増の 11.1%となり、早期健全化基準である 25.0%を 13.9 ポイント下回った。

「将来負担比率」についても、地方債残高などが減ったことにより 4.0%となり、前年度より 3.2 ポイント減となった。これは早期健全化基準である 350.0%を大きく下回っている。

以上のことから、健全化判断比率各指標については特に指摘すべき事項はない。

# 令和2年度 経営健全化審査意見書

## 1 審査の対象

病院事業会計、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計に関わる資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

## 2 審査の方法

この経営健全化審査にあたっては、町長から提出された令和2年度のそれぞれの会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、計数が正確であるか、算出過程に誤りがないか、関係書類が適正に作成されているかなどを主眼として実施した。

## 3 審査の期間

令和3年7月27日 の1日間

## 4 審査の結果

審査に付された各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

対象会計	資金不足比率			増減	経営健全化 基準
	30年度	元年度	2年度		
病院事業会計	— (110.6)	— (111.0)	— (108.6)	—	20.0
公共下水道事業特別会計	— (5.4)	— (6.1)	— (8.5)	—	
農業集落排水事業特別会計	— (9.5)	— (10.4)	— (11.2)	—	

※ ( ) 内の数値は資金剰余比率

各会計とも資金不足状態ではなく、経営健全化基準の20.0%と比較すると、良好な状況にあると認められる。よって、指摘すべき事項は特にない。